

XII

# 記載区分の変更、KAMの記載など 監査基準改訂に伴う 監査報告書の変更ポイント

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士・米国公認会計士 鐵 真人

【この章のエッセンス】

● 監査基準の改訂により、監査報告書の記載順序が変更され、また記載内容が拡充されるなど、監査報告書が大きく変更されることとなった。

● KAMの記載は2020年12月期決算においても早期適用が可能であり、早期適用しない場合でも、監査報告書の記載順序の変更や記載項目の拡充については今決算より適用となる。

● KAMの早期適用会社においては、すでに準備を進めていると思われる。KAMの適用にあたっては、監査人とのコミュニケーション、社内でのコミュニケーションおよび有価証券報告書の開示の拡

充の検討等に多くの時間が割かれることが予想されるため、原則適用に向けても早くから監査人とコミュニケーションを取る必要があると考える。

## はじめに

2018年7月および2019年9月に監査基準が改訂された。2018年7月の改訂においては、監査報告書における「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters)」以下、「KAM」という「」の記載が導入されるとともに、監査報告書の記載順序の変更や記載項目の拡充が図られている。また、2019年9月の改訂により、限定付適正意見を出

した場合は、それが不適正意見ではなく限定付適正意見であると判断した理由について、財務諸表利用者に対してわかりやすい具体的な説明・記載が求められることとなった。KAMを早期適用する会社では今決算から監査報告書にKAMが記載されることとなるが、KAMを早期適用しない会社であっても、KAM以外の改訂は今決算より適用されるため、前年度に比べて監査報告書の記載が大きく変更されることとなる<sup>(注)</sup>。

本稿では、2018年7月および2019年9月の監査基準の改訂に伴う監査報告書の変更点のポイントを解説する(図表)。なお、本文中の意見に係る部分は筆者の私見であるので、あらかじめご了承ください。

## 監査報告書の 記載区分等の変更

(注) KAMの記載は、金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満または売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く)の財務諸表の監査報告のみに記載が求められている。

改訂前の監査基準では、監査報告書には、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を区分したうえで記載することが求められていた。この点に関して、監査報告書の記載内容の明確化や充実を図ることを目的として、主に次の点が改訂されている。

### (1) 事務所の所在地の記載

監査の透明性の向上の要請が高まっており、監査事務所の所在地も透明性の1つとして記載されることとなった。監査事務所の所在地の記載方法は、監査責任者が執務する事業所の都市名または市町村名や、登記されている事業所名(「東京事務所」など、事業所名が所在地を表している場合)を記載する方法等の例が示されているが、これらは例示であるため、他の適切な記載方法を選択することができる。